

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年1月30日

【ファンド名】 E X E - i 先進国債券ファンド

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 山下 明美

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

「EXE-i 先進国債券ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)において、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づく重大な約款変更に係る手続きを経て、運用の基本方針等について変更を行うことが決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 変更の内容についての概要

投資者のコスト負担を軽減し競争力を高めると同時に幅広い投資機会を提供するため、投資対象を先進国から全世界へ範囲の拡大を図り、投資対象となる上場投資信託証券(ETF)および基本投資割合を見直した上で、ベンチマークの変更を行います。

あわせて、ファンド名称および投資対象ETFを変更し、信託報酬を引き下げることにより、SBI・iシェアーズシリーズへの組入れを行います。また、信託事務の諸費用等の明文化も行います。

投資対象を先進国から全世界へ変更を行います。

参考指標としていたFTSE世界BIG債券インデックス(円換算ベース)からベンチマークとしてBloomberg Global Aggregate Bond Index (USD hedged)(円換算ベース)へ変更を行います。

ファンド名称をEXE-i 先進国債券ファンドからSBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド(愛称:サクッと全世界債券)へ変更を行います。

投資対象となる上場投資信託証券(ETF)を、シュワブ U.S. アグリゲート・ボンドETFとiシェアーズ世界国債(除く米国)ETFからiShares Core U.S. Aggregate Bond ETFとiShares Core International Aggregate Bond ETFへ変更を行います。

信託事務の処理に要する諸費用(印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)を明文化します。

信託報酬率を引き下げます。

	変更後	変更前
信託報酬総額	年率 0.0638% (税抜 0.058%)	年率 0.2530% (税抜 0.230%)
内 委託会社	年率 0.0242% (税抜 0.022%)	年率 0.110% (税抜 0.100%)
内 販売会社	年率 0.0242% (税抜 0.022%)	年率 0.110% (税抜 0.100%)
内 受託会社	年率 0.0154% (税抜 0.014%)	年率 0.033% (税抜 0.030%)
実質的な負担	年率 0.1098%程度	年率 0.4110%程度

< 投資信託約款に係る新旧対照表 >

追加型証券投資信託
EXE-i 先進国債券ファンド

(変更後)	(変更前)
(表紙) 追加型証券投資信託 SBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド(愛称:サクッと全世界債券)	(表紙) 追加型証券投資信託 EXE-i 先進国債券ファンド

<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p>主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、全世界(日本を含む)の債券へ実質的に投資します。投資対象とするETF(上場投資信託)は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。</p> <p>(2)投資態度</p> <p>本ファンドは全世界(日本を含む)の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、Bloomberg Global Aggregate Bond Index (USD hedged)(円換算ベース)をベンチマークとします。ただし、当該ベンチマークは委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該ベンチマークを変更した場合は別に記載します。</p> <p>全世界(日本を含む)の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等がベンチマークの構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。</p> <p>当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。</p> <p>(1)米国の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%</p> <p>(2)米ドル建て債券を除くグローバル投資適格債を投資対象とするファンド 40%</p> <p>合計 100%</p> <p>(中略)</p> <p>基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、ベンチマークとの連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。</p> <p>(後略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p>主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、先進国(日本を含む)の債券へ実質的に投資します。投資対象とするETF(上場投資信託)は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。</p> <p>(2)投資態度</p> <p>本ファンドは先進国(日本を含む)の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、FTSE世界BIG債券インデックス(円換算ベース)を参考指標とします。ただし、当該参考指標は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該参考指標を変更した場合は別に記載します。</p> <p>先進国(日本を含む)の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。</p> <p>当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次のとおりとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。</p> <p>(1)米国の債券指数に連動する投資対象ファンド 60%</p> <p>(2)米国以外の債券指数に連動する投資対象ファンド 40%</p> <p>合計 100%</p> <p>(中略)</p> <p>基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。</p> <p>(後略)</p>
--	---

<p>(タイトル) 追加型証券投資信託 SBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド(愛称:サクッと全世界債券) 信託約款 第32条(信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>(中略)</p> <p>委託者は、第1項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第33条(信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の5.8の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(後略)</p>	<p>(タイトル) 追加型証券投資信託 EXE-i 先進国債券ファンド 信託約款 第32条(信託事務の諸費用等) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下、「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>(中略)</p> <p>委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。</p> <p>(後略)</p> <p>第33条(信託報酬等の額および支弁の方法) 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の23の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(後略)</p>
<p>(附表) (前略) 第3条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条(運用の指図範囲等)に規定する別に定めるETF(上場投資信託証券)は、次の通りとします。(2024年2月変更) 1.iShares Core U.S. Aggregate Bond ETF 2.iShares Core International Aggregate Bond ETF</p>	<p>(附表) (前略) 第3条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第17条(運用の指図範囲等)に規定する別に定めるETF(上場投資信託証券)は、次の通りとします。(平成29年2月変更) 1.シュワブ U.S. アグリゲート・ボンド ETF 2.iシェアーズ 世界国債(除く米国)ETF</p>

□ 当該変更の年月日

2024年2月10日